

JAB PD364 パブリックコメント案からの修正事項一覧

2014年7月11日
 (公財)日本適合性認定協会

| No. | 項目番号(頁、パラグラフ、行) | 修正内容 | |
|-----|---------------------------------|--------------------------|---|
| 1 | 序文(3頁、第2パラ、1行目) | 誤記・誤植修正 | 「森林管理認証おいては」 「森林管理認証 <u>に</u> おいて」 |
| 2 | 2.1 a)項(4頁) | 誤記・誤植修正 | パブリックコメント No.6 の意見を反映させ 2.1 a)項について誤記修正。 「JIS Q 17065:201 <u>3</u> 」→「JIS Q 17065:201 <u>2</u> 」 |
| 3 | 2.1 n)項(5頁) | 引用文書名変更 | 2.1 e)項につき、SGEC スキーム文書名に合わせて変更し n)項に移動。 |
| 4 | 2.1 j)項(5頁) 5.3.6.2 項備考(14頁) | 誤記・誤植修正 | 「SGEC 定期審査調 <u>書</u> 事項」 「SGEC 定期審査調 <u>査</u> 事項」 |
| 5 | 4.森林管理(7頁、2行目) | SGEC スキーム文書と の用語の違い説明 | 「 」の注釈文に以下の文章を追加。 <u>また、本指針における「サーベイランス」は SGEC スキームにおける「定期審査」と同義である。</u> |
| 6 | 5.森林生産物の分別管理 (CoC)(10頁、5行目) | SGEC スキーム文書と の用語の違い説明 | 「備考」につき以下のように修正。 ・ 「備考」 「備考 <u>1</u> 」 ・ 「備考2」を設定し、以下の文章を追加。 <u>備考2 本指針における「サーベイランス」は SGEC スキームにおける「定期審査」と同義である。</u> |
| 7 | 4.3.6 項(9頁) | 森林管理認証のサーベイランスに関する指針追加 | <u>4.3.6 サーベイランス</u> <u>SGEC 運営文書第7条及び SGEC 定期審査調査事項1項による。なお、SGEC 定期審査調査事項1項について、少なくとも(1)の「実施状況の確認」は現地にて実施する。また、審査工数は SGEC 定期審査調査事項1項に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。</u> |

JAB PD364 パブリックコメント案からの修正事項一覧

2014年7月11日
 (公財)日本適合性認定協会

| | | | |
|----|---|-------------------------|--|
| 8 | 5.3.3.1 項(11 頁) | 冗長な表現削除 | パブリックコメント No.2 の意見を反映させ 5.3.3.1 項「マルチサイトの場合、」を削除。 |
| 9 | 5.3.6.1 項(13 頁) | CoC 認証サーベイランスの審査工数の指針追加 | 5.3.6.1 項につき赤字・下線部を追加。 5.3.6.1 サーベイランス実施頻度及び審査工数 [SGEC] <u>実施頻度は SGEC 認証機関要求事項 3・6・1 項による。また、審査工数は SGEC 定期審査調査事項 2 項に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。</u> [PEFC] <u>実施頻度は PEFC ST2003 13.1.1 項による。また、審査工数は PEFC ST2003 13.1.4 項による。</u> |
| 10 | 5.3.3.1 項(11 頁)、 5.3.3.2 項(11 頁)、 5.3.3.3 項(12 頁) | 見間違いやすい項番表示の修正 | パブリックコメント No.3~5 の意見を参考に、以下の文言の最後に「の」を追加。 「PEFC ST2003 付属書 3」 「PEFC ST2003 付属書 3 <u>の</u> 」 |